

小学校連合作品展

市内公立小学校連合作品展(図工)を下記の日程で開催します。子どもたちの作品をぜひご覧ください!

📅1月13日(土)・14日(日)午前9

時~午後5時(場)市役所本庁舎2階市民協働ルーム及び市民協働サロン兼ギャラリー(問)教育指導課指導事務係
☎042-497-2554

ニュースポーツ体験会

だれでも、いくつからでも楽しめます。

📅どなたでも(小学生以下は保護者同伴)📅1月14日(日)午前10時~正午(場)市民体育館

【体験種目】ポッチャ、スラッ

クライン、フラバール、クロスミントン、ドッチビーなど(場)体育館履き、タオル、飲み物(問)生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係
☎042-497-1815

スプレー缶などを正しく出してください

市はスプレー缶、ガスボンベ、ライターなどの無料収集を行っています。なかには不燃ごみに混ざって排出され、スプレー缶などが原因と思われる火災や爆発事故が発生しています。作業員の負傷や設備の損傷などでごみ処理が滞るため、安定的な収集運搬作業や処理が行えなくなる可能性があります。

中身の入ったスプレー缶などは穴を開けずに、下記窓口まで

お持ちください。また、中身のないものは不燃ごみの収集日に透明または半透明の袋に危険の☉と記載して出してください。火災や爆発事故を防ぐこととなりますので、正しい分別排出をお願いします。

(問)環境課ごみ減量推進係
☎042-493-3750



消費生活相談の現場から

ビジネスの契約でもクーリング・オフが適用される場合があります!

【事例】SNS広告で物品販売のマニュアル本の無料プレゼントを知り、興味があったため申し込んだ。すると事業者からウェブ会議を通じて「当社は在庫を抱えずフリマサイトで転売するビジネスをサポートしている。当社とサポート契約を結べば手厚い指導が受けられ、初心者でも簡単に儲かる。今なら通常70万円のサポート料金を30万円にする」と勧誘された。転売ビジネスの経験は全くないが、手厚く指導するという言葉を信じ契約することとした。ところが実際はサポートが全く受けられず、質問にも応じてもらえなかった。勧誘時の説明と違うのでクーリング・オフを申し出たが、ビジネスの契約だとして拒否された。

【アドバイス】若者の知識不足や社会経験の乏しさにつけ込み、簡単に儲かると手軽さばかりを強調し契約させ、クーリング・オフを求めても事業者同士の契約を理由に応じない悪質な業者が存在します。クーリング・オフは消費者保護を目的とした制度なので、原則として事業者間の契約には適用されません。ただし、ビジネスの契約というだけで一律に事業者と見な



され、クーリング・オフ制度の対象外となるのではなく、同様のビジネスを継続して行っていた経験があるか、さらに事業者との間に情報や交渉力の格差があるかなどの実態を考慮し判断されるべきであると考えます。事例はウェブ会議を用いた勧誘なので、特定商取引法の電話勧誘販売に該当しクーリング・オフが可能です。当センターは、相談者が転売ビジネスは未経験であり、消費者性が否定されることはない判断したため、改めてクーリング・オフを主張したところ認められました。事業者はクーリング・オフを拒否されてもすぐにあきらめることなく、まずは消費生活センターに相談してください。

(問)消費生活センター
☎042-495-6212(相談専用)
※つながらない場合は☎042-495-6211へ

にせ税理士にご注意ください

確定申告はお早めに。税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられています。そればかりか、専門的知識が欠けているなどのため、依頼者(納税者)が不測の損害を被る

恐れもあります。「にせ税理士」及び「にせ税理士法人」には注意してください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着けています。(問)課税課市民税係
☎042-497-2040

東京税理士会東村山支部の無料申告相談

原則、自身のスマートフォンで作成・提出していただきます。完全予約制です。

なお、申告書などを書面で提出する方は、郵送または直接税務署へ提出してください。

【対象の申告】小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や、所得金額が高額な場合、相談内容が複雑な場合は税務署へ相談してください)

📅1月30日(火)・31日(水)・2月1日(木)・2日(金) 午前9時30分~午後3時30分(場)アミューホール(持)スマートフォン・マイナ

ナンバーカード・申告に必要な書類、筆記用具、計算器具、前年以前に申告した場合は申告書等の控(用)1月10日から各相談実施日の3日前までに、右記QRコードまたは電話で

☎03-6745-6353へ

(問)東村山税務署個人課税部門

☎042-394-6811

(自動音声で2番を選択)

※市役所で申込みや問い合わせなどへの対応はしていません。

※駐車場はありません。

※申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類及び身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。



詳しくはこちら

今月開催の委員会

会議・委員会名	日時	場所	問合せ	傍聴
環境審議会	1月25日(木) 午前10時~	市役所本庁舎	環境課環境政策係 ☎042-497-2099	直接会場へ

※詳しくは問合せ先に確認してください。

市民と歩んだ清瀬駅の100年

第4回 清瀬駅周辺の大規模分譲地開発



開業当時の駅舎

第一次世界大戦による国内の好景気によって都心部に人口が集中し、さらには大正12年に起こった関東大震災の影響により、都心部の住宅地事情が大きく変わったことから、東京近郊に住宅地を建築する動きが活発になりました。武蔵野鉄道沿線でも、昭和初期にかけて練馬区大泉学園都市の宅地開発がおこなわれています。

実は清瀬にも、大正13年頃に清瀬駅の南西部分の土地で、東京土地住宅株式会社による宅地開発が行われていました。この宅地開発は、現在の松山二・三丁目、梅園一丁目、そして元町二丁目の一部で行われ、通称「清瀬経営地」の名前がついていました。

この経営地は、当時雑木林であった土地を造成し、12万坪の住宅地の販売を開始しました。最終的には14万坪の住宅地が配置されています。

当時の経営地の図面を見ると、駅の近くに商業施設が存在し、数多くの方形の区画割のなかに住宅を配置することが想定



清瀬駅周辺の清瀬経営地(中央区画部分) (『郷土概観』より転載)

されていました。しかし、実際にどの程度、住宅が売買されたか、その実態は確認できていません。ただし、当時の清瀬駅周辺の地図にも区画が記載されていることから、実際に宅地開発が行われていたことは間違いのないようです。この会社の区画は、その後の清瀬駅周辺の都市計画に大きく影響を与えており、その痕跡は現在も地図や住宅の配置などから見る事ができます。



清瀬駅100周年について詳しくはこちら